別記様式第五号中「（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）」を削り、「役名」を「役名等」に改め、同様式表面に備考として次のように加える。

備考

総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。

附　則

この省令は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十月三十一日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則八―一八―二五

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　英語試験　英語の能力の程度を検定するための試験機関以外の者が行う試験に関し人事院が定める内容

別表第二国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項及び国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項中「及び人物試験」を「、人物試験及び英語試験」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年二月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年十月三十一日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―四―二三

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

別表第六に次の一号を加える。

五十一　電動ファン付き呼吸用保護具

附　則

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。